

2023 年 1 月改正 設計施工契約約款新旧対照表  
(アンダーライン部分が改正箇所)

改正後	現行
<p><b>【設計施工契約書 (A) 方式②】</b></p> <p>1 3. 解体工事に要する費用等 (省略)</p> <p>1 4. 建設発生土の搬出先等 <u>(1) 建設発生土の発生予定の有無 (有・無)</u> <u>(2) 上記 (1) で、有りの場合</u> <u>発注者による搬出先指定の有無 (有・無)</u> ① <u>発注者による建設発生土の搬出先の指定</u> <u>があるときは、仕様書に定めるとおりとする。</u> ② <u>発注者による建設発生土の搬出先の指定</u> <u>がないときは、受注者が適切な搬出先を選定</u> <u>し、発注者に速やかにその名称及び所在地を</u> <u>報告する。また、搬出先を変更したときも同</u> <u>様とする。</u> <u>(3) 発注者は受注者に対し、建設発生土の処</u> <u>理の状況について報告を求めることができ</u> <u>る。</u> <u>(4) 上記 (2) (3) の定めにかかわらず、この</u> <u>工事が「資源の有効な利用の促進に関する</u> <u>法律」(平成 3 年法律第 48 号) の規定によ</u> <u>り再生資源利用促進計画の作成を要する工</u> <u>事※である場合は、受注者は、工事の施工前</u> <u>に発注者に再生資源利用促進計画を提出</u> <u>し、その内容を説明しなければならず、工事</u> <u>完成後に発注者から請求があったときは、</u> <u>その実施状況を発注者に報告しなければな</u> <u>らない。(建設業に属する事業を行う者の指</u> <u>定副産物に係る再生資源の利用の促進に関</u> <u>する判断の基準となるべき事項を定める省</u> <u>令第 7 条第 1 項及び第 5 項)</u> <u>※ 建設発生土については、体積 500 立</u> <u>方メートル以上を搬出する場合に該当</u></p> <p>1 5. 特記事項 (省略)</p> <p>1 6. その他 (特記事項等があればこの欄に記 入する。) (省略)</p>	<p>1 3. 解体工事に要する費用等 (省略)</p> <p><b>【新設】</b></p> <p>1 4. 特記事項 (省略)</p> <p>1 5. その他 (特記事項等があればこの欄に記 入する。) (省略)</p>

<p>【工事確定合意書（B）方式②】</p> <p>1 2. 解体工事に要する費用等 （省略）</p> <p>1 3. 建設発生土の搬出先等 ※ 【契約書（A）方式②】の1 4.（1）～（4） と同内容</p> <p>1 4. 特記事項 （省略）</p> <p>1 5. その他（特記事項等があればこの欄に記入 する。） （省略）</p>	<p>1 2. 解体工事に要する費用等 （省略）</p> <p>【新設】</p> <p>1 3. 特記事項 （省略）</p> <p>1 4. その他（特記事項等があればこの欄に記入 する。） （省略）</p>
<p>【設計施工契約約款】</p> <p>第1条 総則 （1）（2）（省略） （3）本契約における期間の定めについては、民法 の定めるところによる。</p>	<p>第1条 総則 （1）（2）（省略） （3）本契約における期間の定めについては、民法 <u>（第一編第六章）</u>の定めるところによる。</p>
<p>第9条 秘密の保持 （1）（省略） （2）発注者及び受注者は、設計成果物、未完了 の設計成果物その他本業務を遂行するうえで得 られた記録等を、正当な理由なく他人に閲覧させ 、複写させ、又は譲渡する行為を行ってはな らない。</p>	<p>第9条 秘密の保持 （1）（省略） （2）発注者及び受注者は、設計成果物、未完了 の設計成果物その他本業務を遂行するうえで得 られた記録等を他人に閲覧させ、複写させ、又 は譲渡する行為を行ってはならない。</p>
<p>第15条の2〔意匠権の登録等〕</p> <p>（1）発注者及び受注者は、本件建築物又は、成果 物によって表現される建築物（それぞれの部分 を含む。（以下「本件建築物等」という。））につ いて、新たに意匠登録を受けようとする場合、相 手方に対し、書面をもって通知し、あらかじめ承 諾を得なければならない。</p> <p>（2）発注者及び受注者は、本件建築物等につ いて、自らが意匠登録している場合、又は第三者が 意匠登録していることを知っている場合、相手 方に対し、その旨を書面をもって通知しなけれ ばならない。</p>	<p>【新設】</p>
<p>第16条の2〔意匠権の利用等〕</p> <p>発注者及び受注者は、設計業務において、自ら 又は第三者の登録意匠（意匠法第2条第3項） を利用する場合、意匠権の取扱いについて協議 しなければならない。</p>	<p>【新設】</p>

<p>第 18 条 著作権・意匠権の譲渡禁止</p> <p>(1) 受注者は、著作成果物及び本件著作建築物にかかる著作権を第三者に譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 発注者及び受注者は、本件建築物等に係る発注者又は受注者が有する意匠登録を受ける権利及び意匠権を第三者に譲渡してはならない。ただし、あらかじめ本契約の相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。</p>	<p>第 18 条 著作権の譲渡禁止</p> <p>受注者は、著作成果物及び本件著作建築物にかかる著作権を第三者に譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。</p> <p>【新設】</p>
<p>第 43 条 第三者損害</p> <p>(1) ～ (3) (省略)</p> <p>(4) 本件建築物又はその出来形に基づく日照障害、風害、電波障害等の事由によって第三者との間に紛争が生じたとき、又は損害を第三者に与えたときは、発注者がその解決にあたり、必要あるときは、受注者は、発注者に協力する。この場合、第三者に与えた損害を補償するときは、発注者がこれを負担する。ただし、<u>本契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰すべき事由による場合は、損害の補償は受注者の負担とする。</u></p> <p>(5) (省略)</p>	<p>第 43 条 第三者損害</p> <p>(1) ～ (3) (省略)</p> <p>(4) 本件建築物又はその出来形に基づく日照障害、風害、電波障害等の事由によって第三者との間に紛争が生じたとき、又は損害を第三者に与えたときは、発注者がその解決にあたり、必要あるときは、受注者は、発注者に協力する。この場合、第三者に与えた損害を補償するときは、発注者がこれを負担する。ただし、<u>受注者の責めに帰すべき事由による場合は、損害の補償は受注者の負担とする。</u></p> <p>(5) (省略)</p>
<p>第 57 条の 3 発注者の催告によらない解除権</p> <p>発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、書面をもって受注者に通知し直ちに本契約を解除することができる。</p> <p>(①～⑩省略)</p> <p>⑪受注者が以下の一にあたるとき。</p> <p>イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者<u>その他経営に実質的に関与している者</u>を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者<u>その他経営に実質的に関与している者</u>をいう。以下この号において同じ。)が、<u>暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)</u>又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員若しくは同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)であると認められるとき。</p> <p>(削除)</p>	<p>第 57 条の 3 発注者の催告によらない解除権</p> <p>発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、書面をもって受注者に通知し直ちに本契約を解除することができる。</p> <p>(①～⑩省略)</p> <p>⑪受注者が以下の一にあたるとき。</p> <p>イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者(以下この号において「暴力団員等」という。)であると認められるとき。</p> <p>ロ <u>暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)</u></p>

<p>ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていると認められるとき。</p> <p>ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。</p> <p>ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。</p> <p>ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p>	<p><u>又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。</u></p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>ハ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p>
<p>第 58 条の 3 受注者の催告によらない解除権</p> <p>受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、書面をもって発注者に通知して直ちに本契約の解除をすることができる。</p> <p>(①～⑤省略)</p> <p>⑥ 発注者が以下の一にあたるとき。</p> <p>イ 役員等（発注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、発注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所等の代表者<u>その他経営に実質的に関与している者をいう。</u>以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員等であると認められるとき。</p> <p>(削除)</p> <p>ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていると認められるとき。</p> <p>ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して</p>	<p>第 58 条の 3 受注者の催告によらない解除権</p> <p>受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、書面をもって発注者に通知して直ちに本契約の解除をすることができる。</p> <p>(①～⑤省略)</p> <p>⑥ 発注者が以下の一にあたるとき。</p> <p>イ 役員等（発注者が個人である場合にはその者を、発注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所等の代表者をいう。以下この号において同じ。）が<u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないもの（以下この号において「暴力団員等」という。）</u>であると認められるとき。</p> <p>ロ <u>暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。</u></p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p>

<p><u>資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。</u></p> <p><u>ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。</u></p> <p><u>ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</u></p>	<p>【新設】</p> <p><u>ハ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</u></p>
<p>【設計等業務一覧（詳細）】</p> <p><b>1 設計に関する業務</b></p> <p><b>一 基本設計に関する業務</b></p> <p>発注者から提示された要求その他の諸条件を設計条件として整理した上で、本件建築物の配置計画、平面と空間の構成、各部の寸法や面積、本件建築物として備えるべき機能、性能、主な使用材料や設備機器の種別と品質、本件建築物の内外の意匠等を検討し、それらを総合して<u>基本設計成果物一覧</u>に定めた基本設計成果物（成果図書及びその他の成果物。以下同じ。）を作成するために必要な業務を行う。</p> <p><b>二 実施設計に関する業務</b></p> <p>工事施工者（本契約にしたがい施工業務を行う者。以下同じ。）が設計図書の内容を正確に読み取り、設計意図に合致した本件建築物の工事を的確に行うことができるように、基本設計に基づいて、設計意図をより詳細に具体化し、<u>実施設計成果物一覧</u>に定めた実施設計成果物を作成するために必要な業務を行う。</p>	<p><b>1 設計に関する業務</b></p> <p><b>一 基本設計に関する業務</b></p> <p>発注者から提示された要求その他の諸条件を設計条件として整理した上で、本件建築物の配置計画、平面と空間の構成、各部の寸法や面積、本件建築物として備えるべき機能、性能、主な使用材料や設備機器の種別と品質、本件建築物の内外の意匠等を検討し、それらを総合して<u>設計等業務一覧表</u>に定めた基本設計成果物（成果図書及びその他の成果物。以下同じ。）を作成するために必要な業務を行う。</p> <p><b>二 実施設計に関する業務</b></p> <p>工事施工者（本契約にしたがい施工業務を行う者。以下同じ。）が設計図書の内容を正確に読み取り、設計意図に合致した本件建築物の工事を的確に行うことができるように、基本設計に基づいて、設計意図をより詳細に具体化し、<u>設計等業務委一覧表</u>に定めた実施設計成果物を作成するために必要な業務を行う。</p>